

# 災害ボランティアセンターについて



災害の発生



## 災害ボランティアセンター設置について

震度5弱以上の地震または河川の決壊により市内で重大な災害が発生した場合、若しくは住民の被災状況を考慮し、災害救援ボランティアによる支援が必要であると認められた場合、会長は次の関係機関と迅速に災害ボランティアセンター設置協議を行い、災害ボランティアセンターの設置を決定します。

	機関名
1	太田市災害対策本部
2	群馬県社会福祉協議会
3	その他、必要と認める者



災害ボランティアセンターは以下の場所に設置されます。

施設名称	所在	電話
太田市福祉会館	飯塚町 1549	0276-46-6208

## 災害ボランティアセンターの運営について

○災害ボランティアセンターは、地元住民が自主的に復旧・復興できない部分、行政が取り組むことができない部分の復旧・復興支援を行います。

○災害ボランティアセンターは、原則として、被災住民の衣食住が確保され、仮設住宅の整備等により家族単位で一定の生活を営むことができるまでの支援を行います。

# 災害ボランティアセンター運営の流れ



## 受付班

- (1) ボランティア保険加入の確認。
- (2) ボランティア受付票と受付簿に必要事項を記入してもらいます。

## ニーズ班

- (1) 被災者から依頼内容を聞き、ボランティア依頼票を作成します。
- (2) ボランティア依頼受付簿、活動紹介票・報告票にも転記します。

## マッチング班

ボランティアとニーズを結びつけ、活動計画を立てます。  
ボランティアの状況に応じて、必要なボランティア数の増減、被災者との連絡調整、グループリーダーの決定をします。

## オリエンテーション班

ボランティアに活動の注意点と心構えを説明します。

## 資材班

活動に必要な資材を確認し、ボランティアに渡します。  
資機材一覧表と資機材貸出リスト、資機材・備品管理簿を記入します。

## 送り出し・迎え入れ班

- ボランティアの送り出し・迎え入れを行う。
- (1) 活動場所への道案内・移動手手段の指示をします。
  - (2) 活動報告書の記入・引き続きの作業が必要か確認します。